

令和6年度
呉市地域パートナーシップ支援事業
募集要項



募集期間
令和6年4月1日(月)～令和6年4月30日(火)

提案書提出・問合せ

呉市 地域協働課
TEL: 0823-25-3223
E-mail: tiiki@city.kure.lg.jp

1 趣旨

住民自治及び市民協働によるまちづくりを推進することを目的とし、呉市内で活動する団体が、地域と連携し、地域に根付いた活動を自主的に行うことを支援するために補助金を交付する制度です。

これまで地域団体に対する補助金・交付金等の交付先は、地区まちづくり委員会・協議会や自治会とされることがほとんどでしたが、近年、地区まちづくり委員会や自治会とは別に、地域コミュニティの活性化に取り組む団体（例：NPO などのテーマ型の団体）が増加しており、それらの団体に対する補助金を交付することにより、団体の活動そのものを推進する他、地区まちづくり委員会や自治会の活動との相乗効果により、地域コミュニティの活性化の促進に資することが期待されます。

2 上限50万円の加算について(令和6年度に限る)

通常の地域パートナーシップ支援事業に加え、令和6年度に限り、10月以降に事業を実施し、かつ、市外県外からの集客が見込める事業については、通常分(上限50万円)に加えて更に50万円を上限として加算を希望することができます。(以下「加算分」といいます。)

本加算を希望する団体は、提案書に、加算分の事業概要や、収支計画も記載してください。なお、二次審査では通常分に加え、加算分の事業についてもプレゼンテーションをしていただきます。

ただし、審査の結果によっては、加算分は不採択で、通常分のみ採択される場合や、加算分及び通常分が不採択となる場合もあります。

3 対象団体

補助金の交付対象となる団体は、次のすべてに該当する団体とします。

- (1) 呉市内に活動拠点がある団体であること。
- (2) 主に呉市内で活動している団体であること。
- (3) 5人以上の構成員を有すること。
- (4) 組織運営についての明文化した規約等があること。
- (5) 団体の活動内容や会計報告に透明性があること。
- (6) 宗教活動団体または政治活動団体ではないこと。
- (7) 呉市から他の制度に基づく補助金等を受けていないこと。
- (8) 団体の構成員が呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。(警察に照会する場合があります。)

○対象団体(例)

- ・NPO 法人
- ・ボランティア団体等の市民公益活動団体
- ・一般市民を中心に構成される任意団体など

※呉市地区まちづくり委員会・協議会、自治会、自治会連合会、連絡区を除きます。

○団体の構成員について

団体の構成員は、最低5人必要です。5人以上の場合も、提出書類の団体名簿枠を広げる等工夫しながら、事業の構成員となる人は全て名簿に記載するようにしてください。(審査にもつながります。)

また、事業の途中で欠員が生じて対象団体の要件を欠く場合や、代表者が変更となった場合は、地域協働課へ御相談ください。

○団体の設立年数について

応募要件として「団体を設立してから●年以上」等、設立年数についての条件は設けておらず、団体として今後の活動が可能と認められれば申請は可能です。

しかしながら、その場合は今までの活動実績がありませんので、提案にあたっては今後の事業計画などを詳細に記入してください。

4 交付要件

補助金の交付を受けようとする団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1)市の活性化につながります。
- (2)公序良俗に反しません。
- (3)年度内に完了します。(最長3か年の複数年事業であっても単年度ごとの計画は年度内に完了します。)
- (4)過去にこの補助金3年分の交付を受けていません。

5 対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業で、不特定多数の者の利益の増進につながることを目的として実施する事業とします。

- (1)地域の課題解決に取り組む公益的な事業
- (2)地域の特性を生かして地域住民相互の交流、他の団体・市民等との連携を促進するための事業
- (3)地域の活力を生み出す事業

※令和6年度に限り、加算分を受けようとする団体は、10月以降に事業を実施し、かつ、市外県外からの集客が見込める事業であること。

○対象外となる事業

- ・主として営利を目的とする事業
- ・宗教的活動や政治的活動を目的とする事業
- ・事業の主たる効果が呉市外で生じる事業
- ・市の他の補助金を受けている、または受ける予定がある事業
- ・市の委託契約に基づき実施する事業

- ・補助金の交付決定時に完了済みとなる事業
- ・補助金の交付決定を行った年度末までに事業を完了しないおそれがある事業
- ・事業の主たる部分を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業
- ・備品の購入が事業の主たる目的と認められる事業
- ・その他市長が適当でないと認める事業

6 対象経費

- (1) 報償費 …………… 講師謝礼, 調査・研究に必要となる経費
- (2) 旅費 …………… 講師の旅費及び宿泊費
- (3) 需用費 …………… 消耗品費, 食糧費(事業実施に必要な最小限の範囲に限る。), 書籍代, 印刷製本費, 修繕費等の経費
- (4) 役務費 …………… 通信運搬料, 保険料, 手数料等の経費
- (5) 使用料及び賃借料 …… 土地・建物賃借費, 会場使用料, 器具等の賃借料等の経費
- (6) 備品購入費 …………… 設備費, 備品費等の経費
- (7) その他 …………… その他市長が必要と認める経費

○対象外となる経費

- ・人件費, 団体構成員に対する報償費
- ・商品券等金券や記念品等の購入経費
- ・対象団体が所有又は管理する事務所等を維持するための経費
- ・対象団体及びその構成員が所有する物品等の使用料
- ・領収書がないなど, 支出の根拠が確認できない経費
- ・その他市長が不適切と認める経費

7 補助金の額等

○新規事業の上限金額は50万円(1団体につき1事業)

○交付決定から3年度間を最長とします。

※ただし, 2年目以降は対象経費の2分の1を補助, 上限金額は25万円です。

○交付を受けた団体は, 2年目以降異なる事業で交付決定を受けても受けられる補助金は対象経費の2分の1, 上限金額は25万円です。

○複数年度の補助を受けようとする団体は, あらかじめ長期事業計画を提出してください。

○1,000円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てた額とします。

※令和6年に限り, 加算分を受けようとする団体は, 上限金額50万円までの加算を希望することができます。

8 事業の流れ

予定スケジュール	流れ	役割
4月1日(月)	公募開始	市
~	↓	
4月30日(火)	提案書等提出	団体
	↓	
5月上旬	一次審査(書類審査)	
	↓	
5月21日(火)	二次審査(プレゼンテーション審査)	
	↓	
	【採択事業決定】	
	申請書等提出	団体
	↓	
	交付決定通知書送付	市
	↓	
	概算払いの場合	【事業開始】
	↓	
随時	概算払い請求	団体
	↓	
	補助金の支払	市
	↓	
	事業実施	団体
	↓	
事業終了後40日以内	報告書等提出	団体
	↓	
	補助金額確定通知送付	市
	↓	
随時	補助金の請求	団体
	↓	
	補助金の支払	市
	↓	
	補助金の精算	市
	↓	
	補助金の支払	市

9 審査について

○審査の流れ

(1)一次審査

提案書をもとに呉市役所地域協働課内で書類審査を行います。

(2)二次審査

一次審査を通過した提案事業は「呉市市民協働推進委員会」(以下「委員会」という。)で審査を行います。委員会では、提案団体が事業内容についてプレゼンテーション及び質疑応答を行います。1団体につきプレゼンテーション5分、質疑応答5分で10分程度の予定です。

プレゼンテーションでは事業内容や予算について、簡潔に御説明ください。プレゼンテーションの手法は特に決めていませんが、パワーポイント等プロジェクターを使用する場合は、スムーズな進行のため、事前にデータの提出をお願いすることがあります。二次審査を欠席される場合は、辞退とみなします。

※令和6年度に限り、加算分を受けようとする団体は、通常分に加え、加算分の事業についてもプレゼンテーションをしていただきます。

○審査項目

次の審査項目に基づいて審査します。

項目	視 点
①公益性	・目的・効果が明確であり、広く市民の共感が得られる事業であるか。
	・地域及び社会の課題解決につながる事業であるか。
②協働性	・広く市民や団体等が参画することができる事業であるか。
	・地域住民等との幅広い交流又は市民や各団体との連携が図られる事業であるか。
	・各地域の活力を生み出すことが期待できる事業であるか。
③継続性	・一過性の事業ではなく、事業の発展や継続的な展望が期待できる事業であるか。
	・補助金だけに頼らず自己努力による財源確保に努めた事業であるか。
④実現性	・事業計画、収支予算が適切であり、実現可能な事業であるか。
	・団体の構成員や組織が安定しており、事業の成果が期待できる体制を確保できているか。
⑤公開性	・事業内容を積極的に情報発信し、参加者や賛同者を増やす可能性のある事業か。

10 留意事項

- 補助金交付決定前に開始している事業も申請は可能です。ただし、その後の審査で不合格となった場合は、補助金は交付されませんので注意してください。
- 本事業の対象となる期間は、原則、補助金の交付決定日から年度末までの取組みです。領収書等の日付については、交付決定通知以降が有効となります。
- やむを得ない理由により、交付事業が年度内に完了し難い場合において、翌年度に繰り越して交付事業を実施しようとするときは、速やかに地域協働課へ相談し、繰越承認申請書を提出してください。ただし、承認できる交付事業の期間は、交付決定の日から起算して1年を超えることはできません。
- 事業実施中にやむを得ず事業内容を変更しなければならない場合は、地域協働課へ速やかに計画変更申請書を提出してください。変更内容が当初の事業目的から明らかに逸脱しているものや、大幅な経費配分の変更は認められません。
- 団体名義の口座をお持ちでない場合は、地域協働課へ御相談ください。
- 呉市地域パートナーシップ支援事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の全部又は一部を取り消し、補助金を返還していただきます。
- 採択事業の成果や概要は個人情報に関する部分を除き、市民に公表いたします。

11 応募方法

○募集期間

令和6年4月1日(月)午前8時30分～令和6年4月30日(火)午後5時15分

○応募先

呉市役所 市民部 地域協働課(本庁舎2階)に提出してください。(郵送の場合は、当日消印有効)メールでの提出も可能です。

○提出書類

次の書類を各1部提出してください。(原則 A4 サイズ)また、提出後の加筆・訂正は認めません。

- (1)呉市地域パートナーシップ支援事業提案書
- (2)誓約書
- (3)団体規約等(任意様式)
- (4)会員名簿等, 団体の構成員がわかるもの(任意様式)
- (5)提案事業や団体の活動実績についての資料等(両面印刷可。計3枚を上限とする)(任意様式)

※(4)は提案書の「3 団体の構成員」内で記載が可能であれば提出は不要です。

※(5)は必須ではありませんが、可能な範囲で用意してください。

○問合せ先

表紙に記載のとおり